

女性活躍推進課分室「ハーモニー」の使用について

本市の男女共同参画の推進のため、女性活躍推進課分室「ハーモニー」及び「ハーモニー」設置の印刷機の無料貸し出しを行い、男女共同参画社会の実現に寄与する活動を行う団体の活動を支援しています。

「ハーモニー」及び印刷機の使用については、次のことを御了解ください。

1 「ハーモニー」を使用できる団体

旭川市男女共同参画推進団体として登録されている団体です。

2 使用目的

(1) 団体の会合（打合せ、例会、学習会等。）

(2) 団体の活動に関する資料の印刷製本等の作業

※ 飲食や親睦を主な目的とする会合には御使用いただけません。

3 使用申込

(1) ときわ市民ホールの受付に「ハーモニー使用申込書」を持参又はFAX送信してお申し込みください。

空き状況については、ときわ市民ホールの受付に問合せてください。

<ときわ市民ホール受付> TEL：23-5577

FAX：26-7610

(2) 使用を希望する日の1月前に当たる日が属する月の初日から申込ができます。

(3) 申込は、先着順に受け付けます。

4 印刷機の使用ルール

(1) 次の文書の印刷に使用できます。

- ・団体の会議及び勉強会で使用する資料
- ・団体の構成員への連絡に係る文書
- ・団体が主催する行事のチラシ（政治的、宗教的活動が含まれている行事、営利又は商業宣伝活動を主な目的としている行事のチラシは除く。）
- ・団体の構成員以外に配付する団体の活動のPRを目的とした文書

(2) 印刷枚数が10枚以上の場合に使用できます。

- (3) 印刷物の内容確認のために、印刷物の提出をお願いしています。
印刷した文書を各1部、印刷機横の封筒に入れてください。
提出に当たっては、印刷物の余白に団体名と印刷機の使用日を記入してください。
- (4) 「ハーモニー印刷機使用簿」に団体名、使用前後のカウンター表示、使用枚数を記載してください。
- (5) 印刷用紙については、各自御持参ください。
- (6) 使用中に紙詰まりなどのトラブルが発生したときには、ときわ市民ホールの受付にお問い合わせください。
故障の度合いによっては、業者の修理が必要となり、すぐに使用できない場合もありますことを御了承ください。

5 使用料

部屋、印刷機ともに使用料は無料です。

6 使用に当たっての注意事項

- (1) 使用後は整理整頓し、使用前の状況に戻してください。
- (2) 飲食は、会合に付随する範囲で行ってください。
- (3) 団体の物品を置いておくことはできません。
- (4) 印刷機の予備のトナーがなくなった場合は、ときわ市民ホール受付に連絡をしてください。

7 その他

御不明な点がありましたら、女性活躍推進課までお問い合わせください。

8 連絡先

旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課

TEL: 25-9785